

地域で支援を必要とする子ども・家庭への視座

増沢 高

(子どもの虹情報研修センター)

2024年7月撮影

I . 地域で支援を必要とする子ども・家族

1. 特に支援が必要な子ども

1. 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（児童福祉法第6条三第8項）

2. 要支援児童

要保護児童に準じて、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

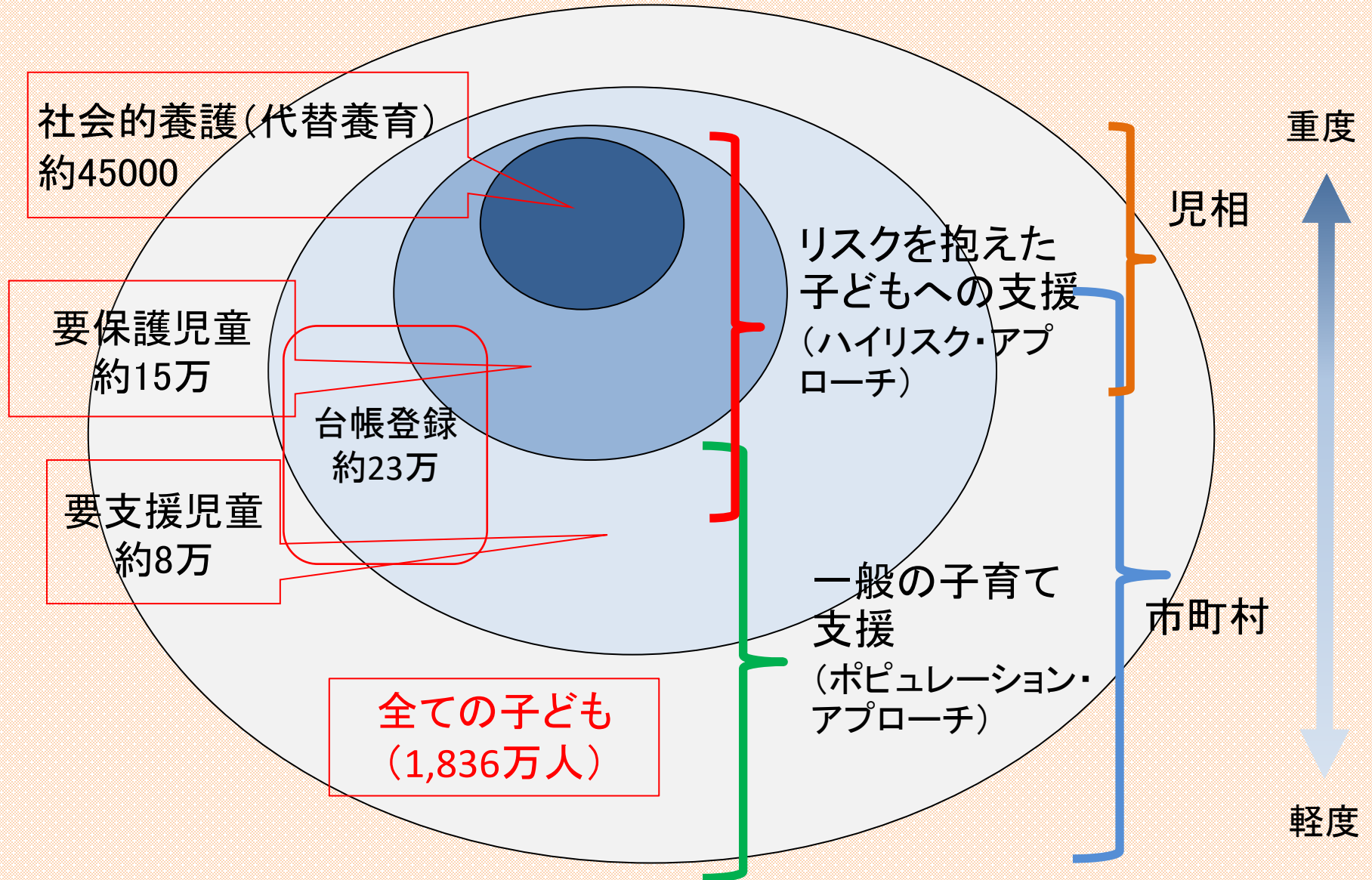
3. 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条三第5項）。特定妊婦は要支援児童等として含まれる

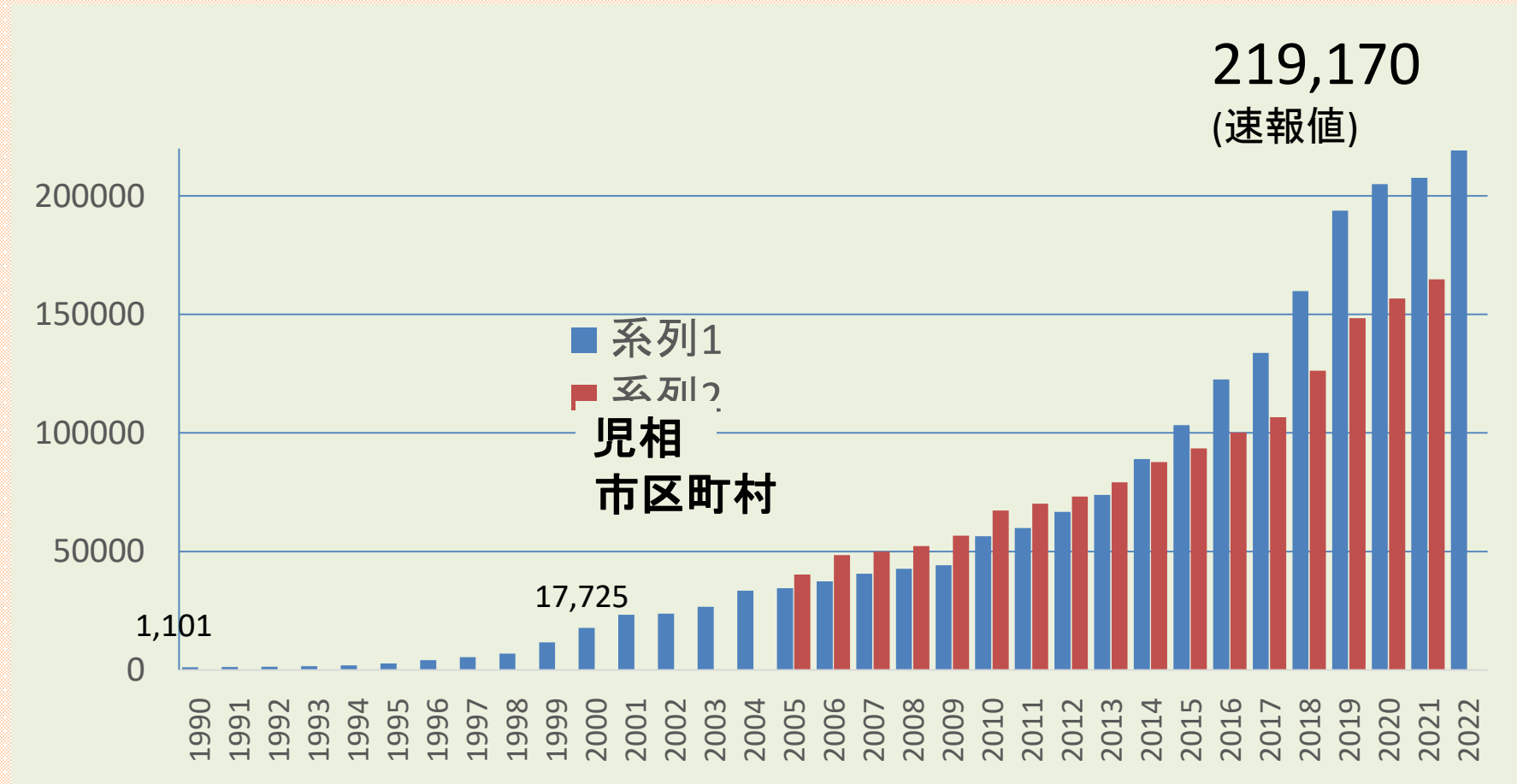
4. 社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。（「社会的養護の推進について」（2020）厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 ）

2. 支援を必要とする子どもの状況



3. 児童虐待相談対応件数(児童相談所と市区町村)



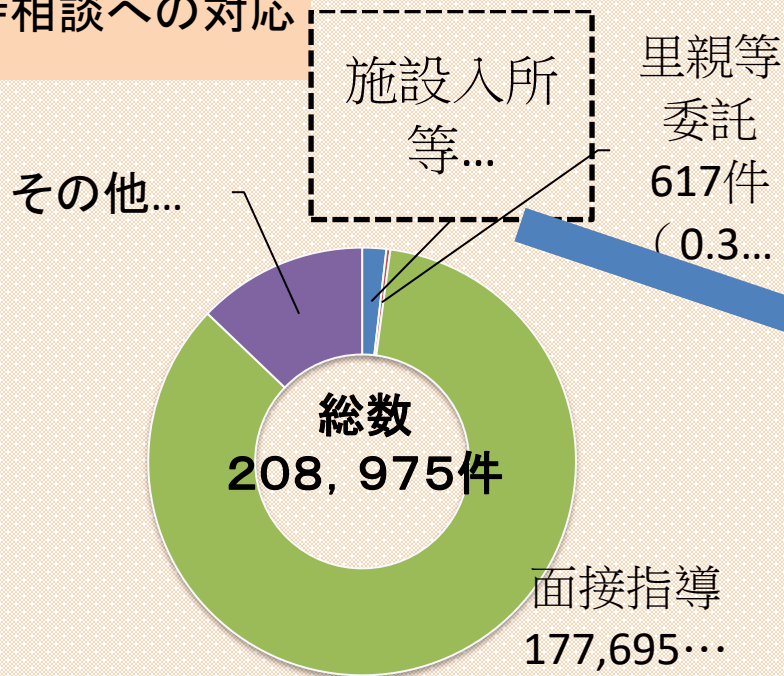
1989年:子どもの権利に関する条約が国連で採択

1994年:子どもの権利に関する条約を批准

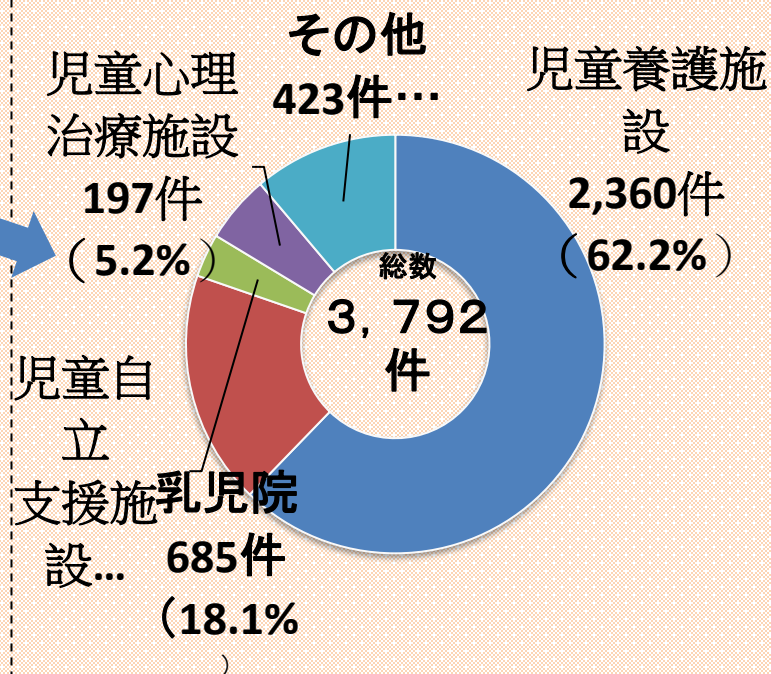
2000年:児童虐待防止に関する法律制定

4. 児相の虐待相談の対応状況(令和3年度)

虐待相談への対応



施設入所の内訳



5. 社会的養護の現状：里親数、施設数、児童数等 (全体で約4万2千人)

里親	登録里親数	委託里親数	委託児童数
	15,607世帯	4,844世帯	6,080人
ファミリーホーム	ホーム数		委託児童数
	446か所		1,718人
施設	設置数	定員	現員
乳児院	145か所	3,827人	2,351人
児童養護施設	610か所	30,140人	23,008人
児童心理治療施設	53か所	2,016人	1,343人
児童自立支援施設	58か所	3,340人	1,162人
母子生活支援施設	215か所	4,441世帯	3,135世帯 児童5,293人
自立援助ホーム	229か所	1,575人	818人

代替養育においては「家庭養育優先の原則」（里親を優先）および「家庭と同様の環境における養育の推進」（施設の小規模化、地域分散化）が児童福祉法に明記されている。
(2016年児童福祉法改正)

6. 虐待による死亡

(子ども虐待による死亡事例等の検証報告結果等について・第18次、第19次報告)

	第19次報告(2021年4月1日～2022(年3月末日)			第18次報告(2020年4月1日～2021年3月末日)		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死	計
事例数	50(21)	18(0)	68(21)	47(15)	19(0)	66(15)
人数	50(21)	24(0)	74(21)	49(15)	28(0)	77(15)

○毎年70～80名の子どもが死亡

○心中以外の虐待死の特徴

0歳児が最も多く(約半数)、加害者の母に精神的問題を抱えている場合が多い。
また加害のきっかけに「泣き止まない」が多い。

0日死亡の場合、経済的問題を抱えると共に、「妊娠の秘匿」が認められる
孤立しており、支援サービスとつながっていない家族が多い

○心中による虐待死の特徴

加害者には母親が多く、精神的課題を抱えている場合が多い。
自殺企図に子どもが巻き込まれる(拡大自殺)側面が強い

○共通するテーマ

家族の孤立化と支援の途切れ、支援方針の固定化・形骸化、機関連携の問題、
など

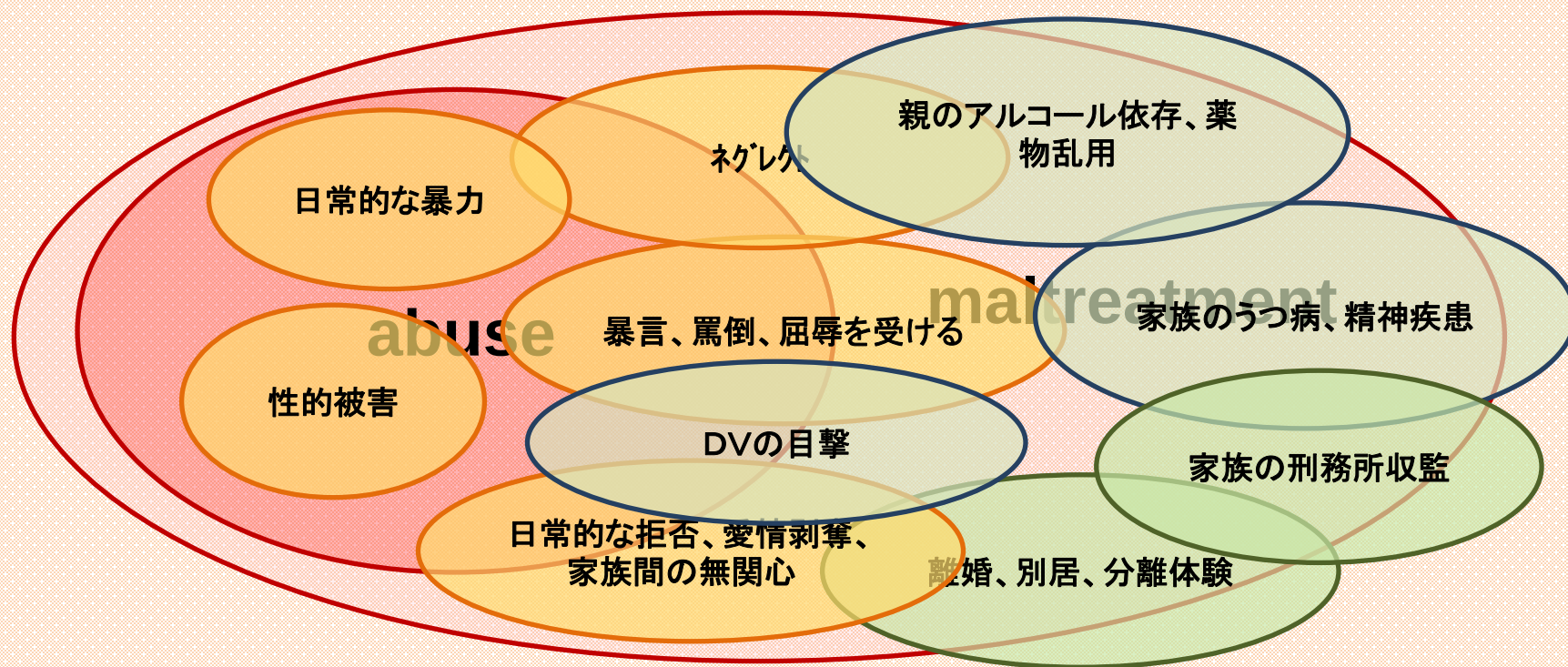
Ⅱ．虐待等不適切な養育環境の子どものもたらす影響

1. 小児期の逆境体験(ACEs)

- 大人からの日常的な罵倒、侮辱、悪口、屈辱
- 大人からの日常的な暴力
- 大人か、5歳以上の年長のものからの不適切な性的接触、性的虐待
- 家族から愛されていない、家族が互いに関心がない
- 日常的に自分を守ってくれる人がいない、食事が無いなど世話を受けていない
- 離婚、別居など親との分離体験のくり返し
- 母親が、日常的にDVを受けている
- 酒癖が悪い、アルコール依存、薬物乱用の人との同居
- 重い精神疾患を患っている、自殺未遂をした人との同居
- 家族に刑務所に収監された人がいる

Hays-Grudo, J., & Morris, A. S. (2020). Adverse and Protective Childhood Experiences: A Developmental Perspective. American Psychological Association. 菅原ますみ・榊原洋一・舟橋敬一・相澤仁・加藤曜子 (監訳) (2022). 小児期の逆境的体験と保護的体験—子どもの脳・行動・発達に及ぼす影響とレジリエンス. 明石書店.

2. 虐待・マルトリートメントと小児期の逆境体験



3. マルトリートメント(不適切な養育)の将来への影響

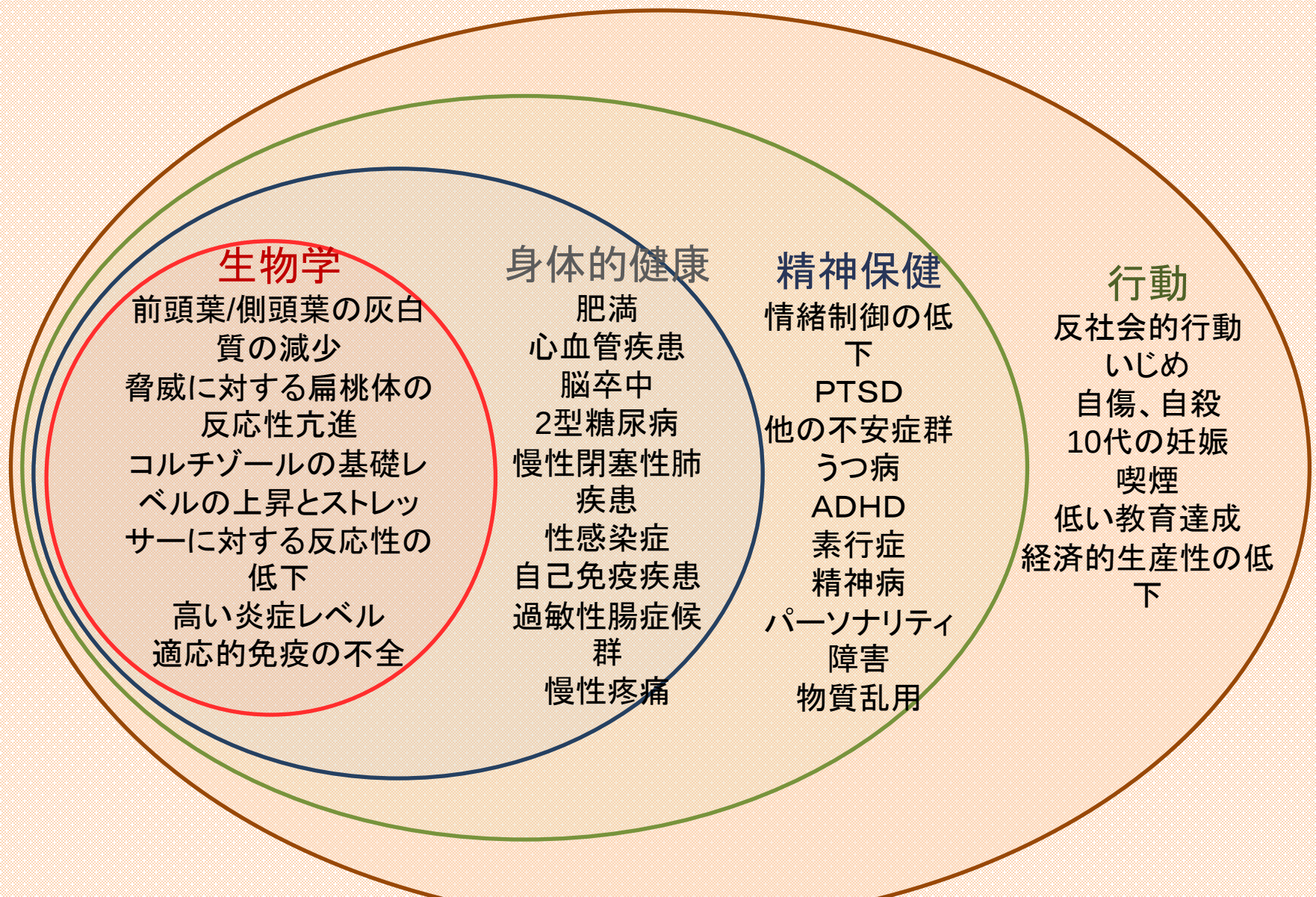
子どものマルトリートメントは・・・

○後の疾病、貧困、犯罪に関連する主要なリスク要因

○こころの発達に影響をもたらす可能性がある。

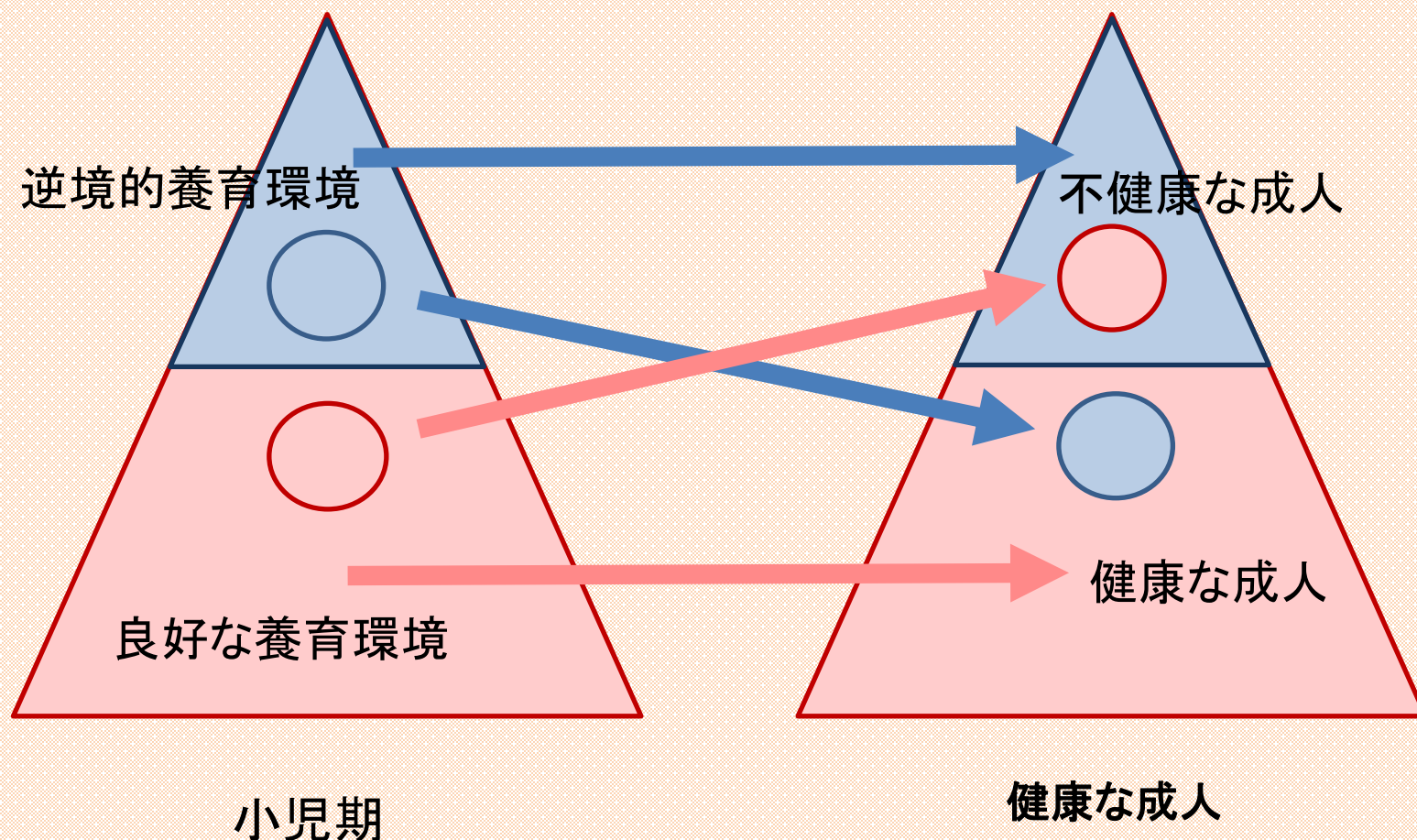
無力さや恥の感覚を経験し、自分は価値がなく愛されていないという気持ちを心に刻む。このような感覚は、**低い自尊感情、否定的な自己スキームのパターン、自己効力感の低下、精神病理への脆弱性を高める可能性がある**

Andrea Danese and Eamon McCrory (.2015)「Child Maltreatment」小野善郎訳(2018)「子どものマルトリートメント」『ラター児童青年精神医学』

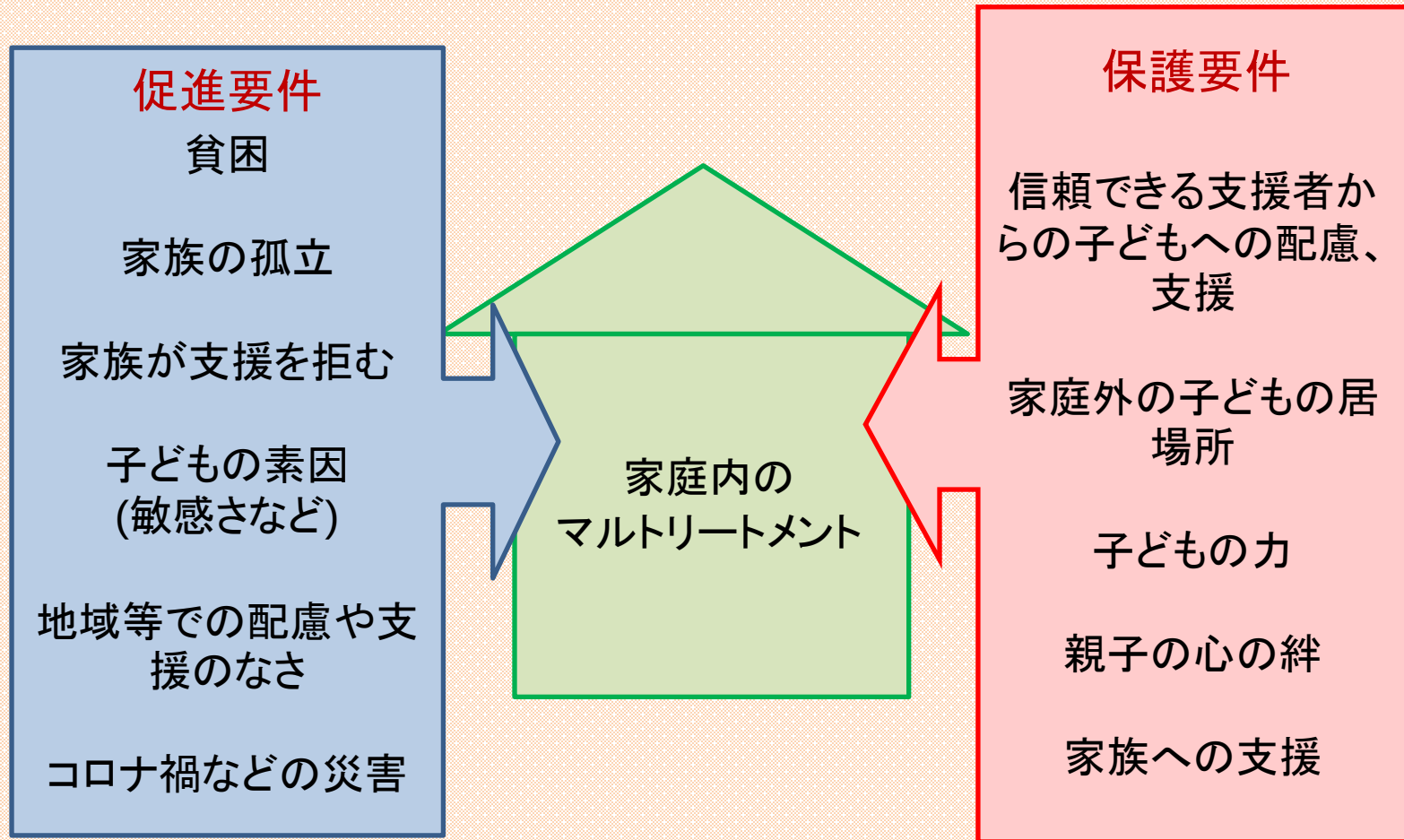


Andrea Danese and Eamon McCrory (.2015)「Child Maltreatment」小野善郎訳
(2018)「子どものマルトリートメント」『ラター児童青年精神医学』

4. 逆境体験を経ても、問題が発生しないレジリエンスプロセス



5. マルトリートメントの促進要件と保護要件



6. 保護的・補償的体験(PACEs)

- 無条件に愛してくれる人の存在
- 少なくとも一人以上の親友
- 組織的なスポーツグループなどへの定期的な参加
- スポーツではない社会活動グループ(ボーイスカウトなど)への活発な参加
- 熱中できる芸術的／創造的、知的な趣味
- 信用して頼ることの親以外の大人(教師、コーチ、親戚、聖職者など)
- 清潔で安全で食べるものが十分にある家
- 学校に通学できていたか
- 家の中に、明確なルールがあり、守られていたか

Hays-Grudo, J. & Morris, A.S. Adverse and Protective Childhood Experiences: A Developmental Perspective. APA Publishing, 2020. (『小児期の逆境体験と保護的体験－発達の視点から－』菅原ますみ・榊原洋一・舟橋敬一・相澤仁・加藤曜子(監修), 2022, 明石書店)

1. 小児期の逆境体験

(Adverse Childhood Experiences: ACEs)

1. 大人からの日常的な罵倒、侮辱、悪口、屈辱
2. 大人からの日常的な暴力
3. 大人か、5歳以上の年長のものからの不適切な性的接触、性的虐待
4. 家族から愛されていない、家族が互いに関心がない
5. 日常的に自分を守ってくれる人がいない、食事が無いなど世話を受けていない
6. 離婚、別居など親との分離体験
7. 母親が、日常的にDVを受けている
8. 酒癖が悪い、アルコール依存、薬物乱用の人との同居
9. 家族に、うつ病、精神疾患を患っている、自殺未遂をした人がいる
10. 家族に刑務所に収監された人がいる

Ⅲ. 保護要件の要となるアタッチメント

1. アタッチメントとは：不安に対処するシステム

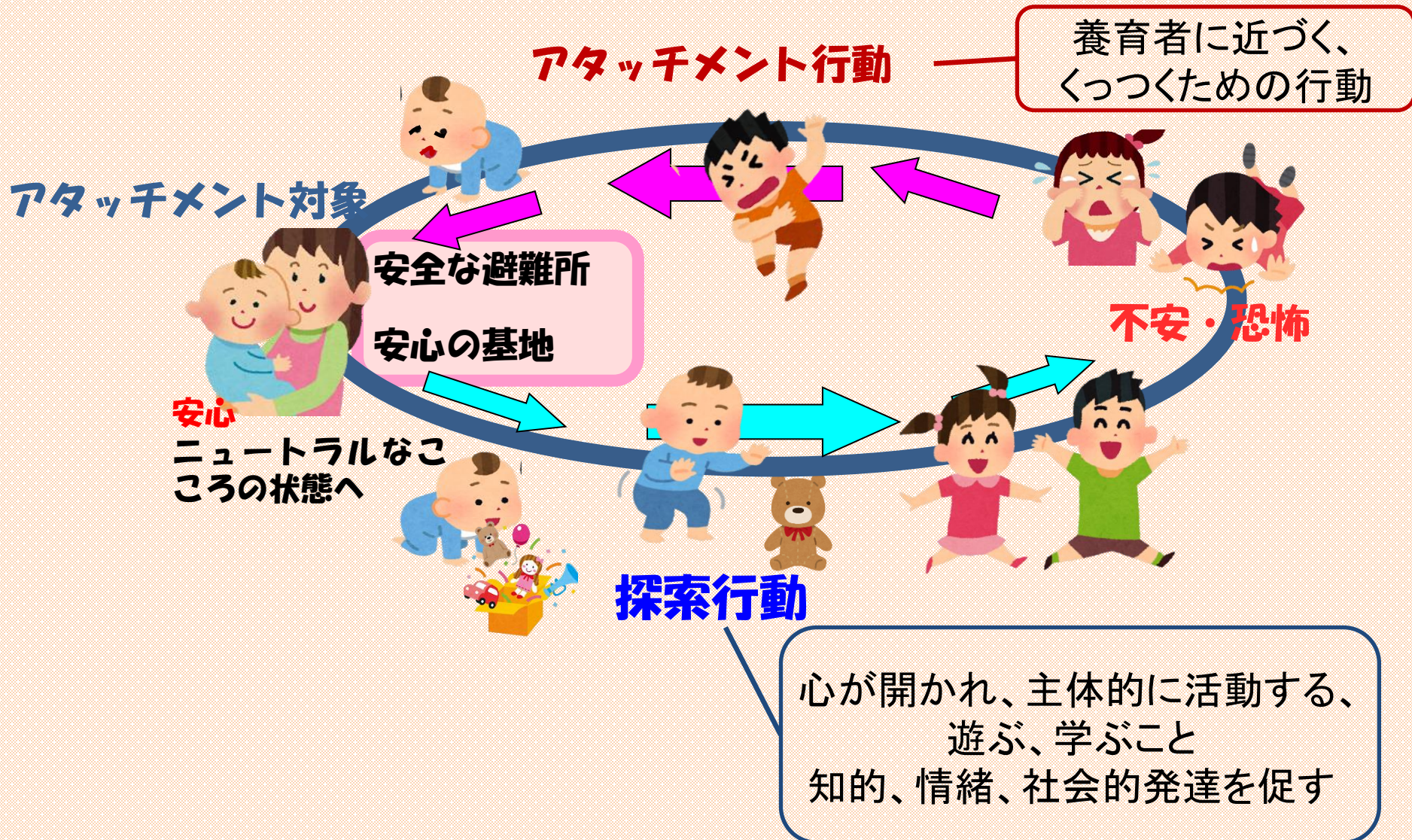
特定の他者(1人とは限らない)との間に築く
固い情緒的結びつき

(affectional bond Bowlby,J.M.,1969)

子どもが危険や不安、恐怖を感じたとき、その気持ちを養育者にアタッチ(くっつく)することで、安心感を取り戻す心のはたらき



2. 安心を得るためのアタッチメントシステム（安全感の輪）



3. アタッチメント対象とアタッチメント対象のネットワーク

安心をくれる特別な人

身体的・情緒的に世話してくれる人

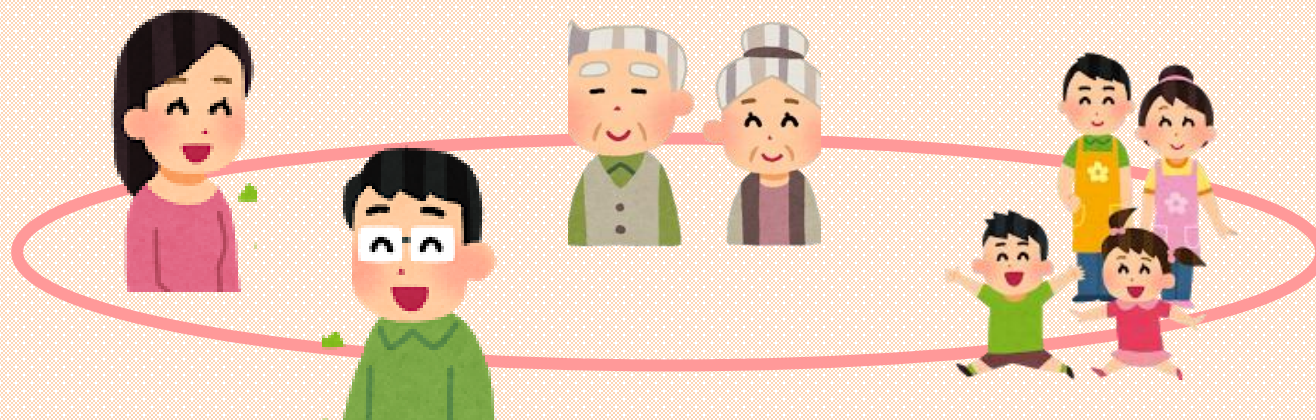
一貫、継続して応答してくれる人

情緒的関心を注いでくれる人

安心をくれる特別な人のネットワーク

母親、父親、祖父母、保育園の先生、学校の先生、

里親、施設の職員、地域の人・・・etc: アロマザリング、アロペアリング



4. アタッチメントの阻害

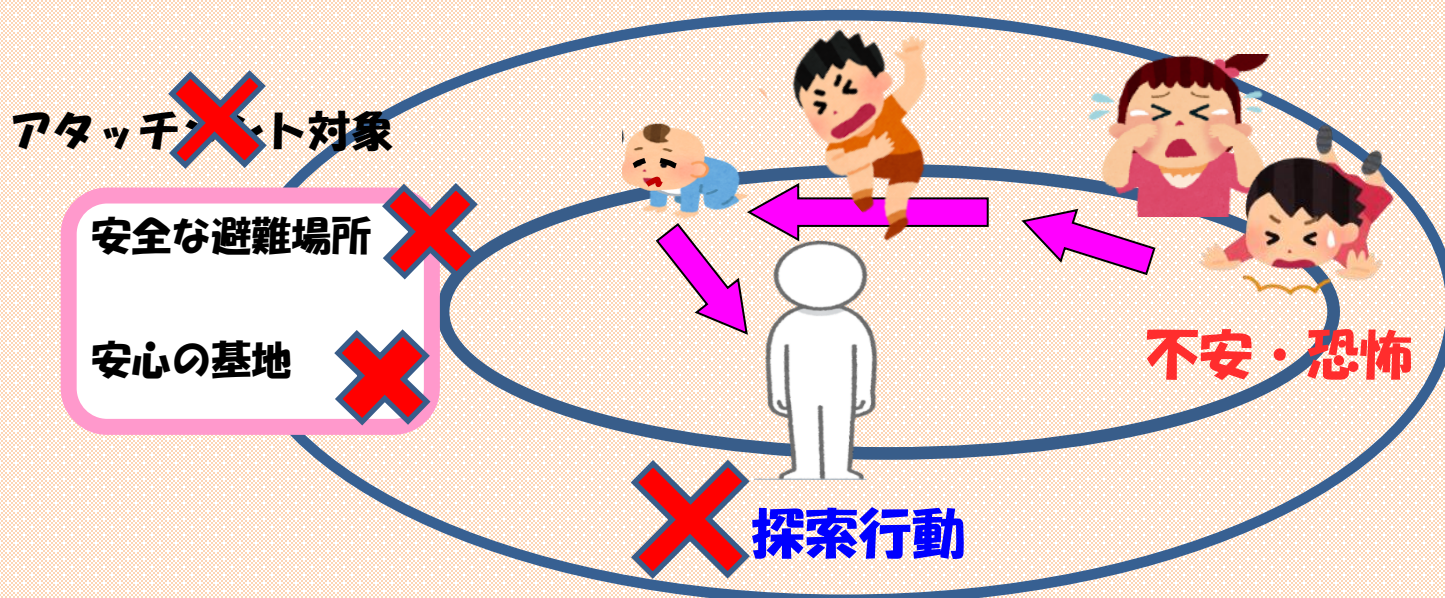
アタッチメント対象がいらない、機能しない

→アタッチメント行動がとれない

→恐怖や不安の中に取り残される

→心を閉ざす(解離)、探索行動の減少

→健康な心身の発達の阻害



5. トラウマと保護要件

トラウマとなる可能性がある体験

耐え難い恐怖体験、その目撃、それを聴くこと、(体験者と関わること)

事故災害
暴力被害
性的被害

I 型トラウマ

死別、離婚などによる喪失体験、など

・

・

日常的な逆境状況

虐待、マルトリートメント、II 型トラウマ

DVの目撃、いじめ、戦争など

保護要件

発達年齢
養育環境
(アタッチメント)

6.PTSD(心的外傷後ストレス障害)症状

①再体験

遊びでの再現、悪夢、フラッシュバック

②回避症状

回避行動、こころの麻痺(解離)、委縮、引きこもり

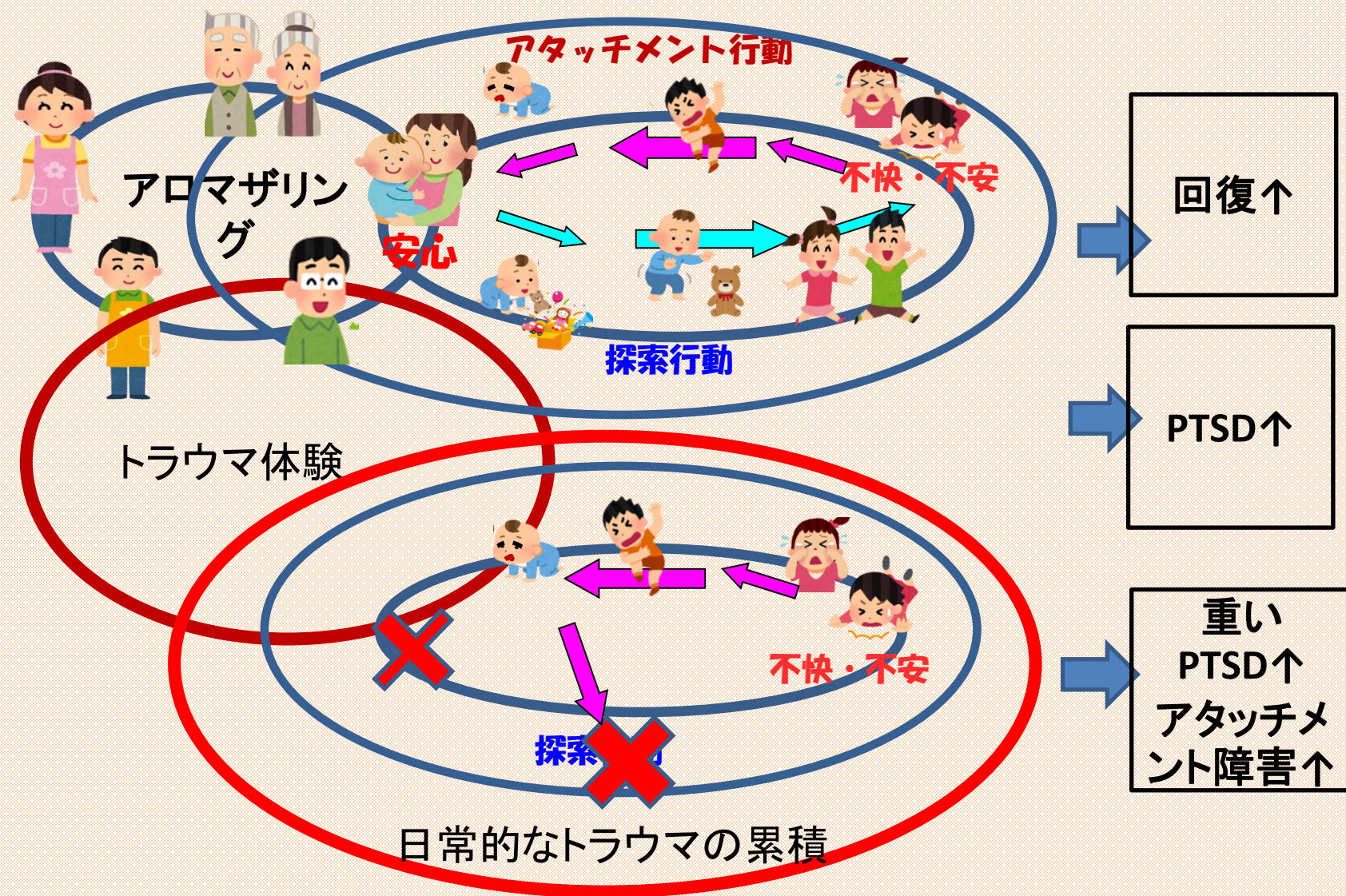
③陰性の認知、気分

どうせうまくいかない、嫌な人だらけなどマイナスな認知
嫌なことばかり、悲しいことばかりと常を感じる

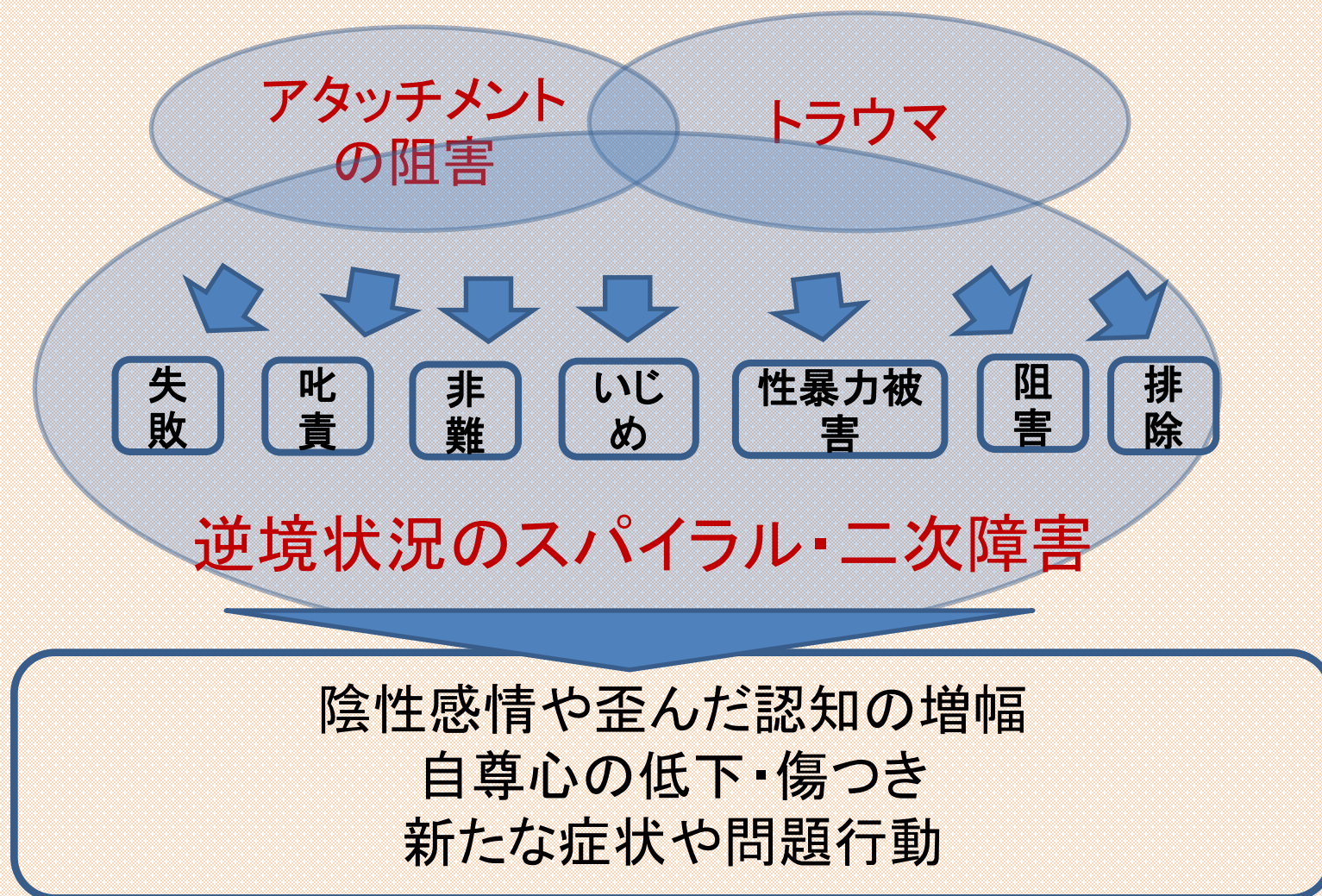
④過度な覚醒状態

入眠時のいらいら、眠りに入れない、眠りの浅さ、夜驚
過度な警戒、恐がり
注意集中困難、集中力の減少
苛立たしさ、怒りの爆発、激しい痙攣

7.トラウマから子どもを守るアタッチメント・システム



8. 二次的問題



VI. 支援に必要な視点

1. 支援の視点

① 子どもの逆境状況に早期に気づくこと

- ・マルトリートメントや逆境状況に関する学び
- ・かかわりながらの行動観察
- ・周辺情報からの気づきと想像力
 - 兄弟、友人、地域の方々、関係機関(保健、福祉、教育の協働)
- ・子どもに尋ねる: 侵襲的でなく、優しく

② 安心できる生活環境の構築と二次的問題の防止

- ・日常のあらゆる困難状況への配慮
- ・恐怖、混乱につながる状況や刺激の特定と低減、排除(ABC理論)
- ・守りとなる、信頼できる支援者が必ずいること(安全基地)
- ・いじめや搾取から守る
- ・安心できる居場所、ポジティブな気持ちでいられ、主体的に力を発揮できる居場所をつくる

③ 支援者との関係形成と関係の維持

- ・生理的、情緒的要求に応じる一貫性、安定性
- ・子どもの語りを丁寧に傾聴する
- ・子どものポジティブな体験を共有、共感し、言葉にする
- ・良き資質(健康的な側面)を認め、肯定的メッセージを伝える
- ・子どもの主体性を尊重し、育む

ご清聴ありがとうございました。

